

議案第 17 号

羽曳野市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市個人情報保護条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 29 年 2 月 28 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正に伴い、情報提供等記録に関する規定の整備及び所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市個人情報保護条例(平成 12 年羽曳野市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 28 条第 1 項第 1 号中「第 28 条」を「第 29 条」に改める。

第 41 条中「第 2 条第 5 号ア」を「第 2 条第 8 号ア」に改める。

(羽曳野市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成 27 年羽曳野市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に 3 号を加える改正規定のうち同条第 7 号中「第 2 項」の次に「(これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。)」を加える。

第 27 条の次に 1 条を加える改正規定中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

(羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 3 条 羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年羽曳野市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「第 19 条第 9 号」を「第 19 条第 10 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p>第 1 条関係</p> <p>羽曳野市個人情報保護条例</p> <p>(利用中止請求)</p> <p>第 28 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 第 7 条各項の規定に違反して収集されたものであるとき、第 9 条第 1 項及び第 2 項若しくは第 9 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に違反して目的外利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の中止又は消去</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第 29 条～第 40 条 省略</p> <p>第 6 章 罰則</p> <p>第 41 条 実施機関の職員若しくは職員であった者、受託事務に従事している者若しくは従事していた者、指定管理事務に従事している者若しくは従事していた者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者が、正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 8 号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。</p> <p>以下省略</p>	<p>第 1 条関係</p> <p>羽曳野市個人情報保護条例</p> <p>(利用中止請求)</p> <p>第 28 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 第 7 条各項の規定に違反して収集されたものであるとき、第 9 条第 1 項及び第 2 項若しくは第 9 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に違反して目的外利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の中止又は消去</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第 29 条～第 40 条 省略</p> <p>第 6 章 罰則</p> <p>第 41 条 実施機関の職員若しくは職員であった者、受託事務に従事している者若しくは従事していた者、指定管理事務に従事している者若しくは従事していた者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者が、正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。</p> <p>以下省略</p>
<p>第 2 条関係</p> <p>羽曳野市個人情報保護条例の一部を改正する条例</p>	<p>第 2 条関係</p> <p>羽曳野市個人情報保護条例の一部を改正する条例</p>

羽曳野市個人情報保護条例(平成 12 年羽曳野市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

(中略)

第 2 条中第 8 号を第 11 号とし、第 5 号から第 7 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 3 号を加える。

(5)・(6) 省略

(7) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項(これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。)の規定により記録された特定個人情報をいう。

(中略)

第 3 章第 2 節中第 27 条の次に次の 1 条を加える。

(保有個人情報の提供先への通知)

第 27 条の 2 実施機関は、前条第 2 項の規定により保有個人情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なくその内容を書面により通知するものとする。

以下省略

第 3 条関係

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。)第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 10 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条～第 4 条 省略

(特定個人情報の提供)

第 5 条 法第 19 条第 10 号の条例で定める特定

羽曳野市個人情報保護条例(平成 12 年羽曳野市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

(中略)

第 2 条中第 8 号を第 11 号とし、第 5 号から第 7 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 3 号を加える。

(5)・(6) 省略

(7) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項の規定により記録された特定個人情報をいう。

(中略)

第 3 章第 2 節中第 27 条の次に次の 1 条を加える。

(保有個人情報の提供先への通知)

第 27 条の 2 実施機関は、前条第 2 項の規定により保有個人情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なくその内容を書面により通知するものとする。

以下省略

第 3 条関係

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。)第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 9 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条～第 4 条 省略

(特定個人情報の提供)

第 5 条 法第 19 条第 9 号の条例で定める特定個

個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関(法令等の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)が、同表の第3欄に掲げる機関(法令等の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下同じ。)に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 省略
以下省略

個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関(法令等の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)が、同表の第3欄に掲げる機関(法令等の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下同じ。)に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 省略
以下省略